

令和 7 年杉並区教育委員会規則

[illegible]

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月21日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 2 号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和 5 4 年杉並区教育委員会規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表庶務課の項中 「学校 I C T 環境整備担当係長 教職員係」 を 「教職員係 学校 I C T 係」 に

改め、同表教育人事企画課の項を次のように改める。

教育人事・指導課

教育人事係

人事企画担当係長

学校問題対応支援係

第 2 条の表学務課の項中 「保健給食係」 を 「保健給食係 学校給食費担当係長」 に改める。

第 3 条第 1 2 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「特別支援教育課」を「教育人事・指導課及び特別支援教育課」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

1 1 教育人事・指導課に統括指導主事を置く。

第 4 条第 1 1 項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項中「専門的職務」を「専門的な職務」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項中「特別支援教育課」を「教育人事・指導課及び特別支援教育課」に、「専門的職務」を「専門的な職務」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、教育人事・指導課の事務に係る学校教育に関する専門的な職務に従事する。

第 5 条の表庶務課の部学校 I C T 環境整備担当係長の項を削り、同部に次のように加える。

学校 I C T 係

- (1) 区立学校の情報通信技術に係る計画及び調整等に関すること。
- (2) 区立学校の情報セキュリティに関すること。
- (3) 区立学校の情報システムに係る整備及び維持管理に関すること。
- (4) 区立学校校務基盤システムの再構築に関すること。

(5) 区立学校における I C T 活用に係る計画及び調整に関すること。

第 5 条の表教育人事企画課の部中「教育人事企画課」を「教育人事・指導課」に改め、同部教育人事係の項第 1 号中「(学校教育職員を除く。)」を削り、同項中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、同項第 7 号中「担当係長」を「係等」に改め、同号を同項第 4 号とし、同部人事企画担当係長の項第 1 号中「学校教育の施策」を「学校教育職員及び幼稚園教育職員(以下「学校教育職員等」という。)の人事制度」に、「立案」を「及び立案」に改め、同項第 2 号中「学校教育職員」を「学校教育職員等」に改め、同部に次のように加える。

学校問題対応支援係

- (1) 区立学校における安全指導及び生活指導に関すること。
- (2) 区立学校における課題解決支援に関すること。
- (3) 教育 S A T 事業に関すること。
- (4) いじめ問題に関すること。

第 5 条の表学務課の部保健給食係の項の次に次のように加える。

学校給食費担当係長

- (1) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

第 5 条の表学務課の部公会計化準備担当係長の項第 1 号中「学校給食費等」を「学校徴収金」に改める。

別表第 1 教育政策担当部長の項を削る。

別表第 2 学校 I C T 担当課長の項中「学校 I C T 環境整備担当係長」を「学校 I C T 係」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 区立学校における I C T 活用に係る計画及び調整に関すること。

第 5 条の表教育人事企画課の部中「教育人事企画課」を「教育人事・指導課」に改め、同部教育人事係の項第 1 号中「(学校教育職員を除く。)」を削り、同項中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、同項第 7 号中「担当係長」を「係等」に改め、同号を同項第 4 号とし、同部人事企画担当係長の項第 1 号中「学校教育の施策」を「学校教育職員及び幼稚園教育職員(以下「学校教育職員等」という。)の人事制度」に、「立案」を「及び立案」に改め、同項第 2 号中「学校教育職員」を「学校教育職員等」に改め、同部に次のように加える。

学校問題対応支援係

- (1) 区立学校における安全指導及び生活指導に関すること。
- (2) 区立学校における課題解決支援に関すること。
- (3) 教育 S A T 事業に関すること。
- (4) いじめ問題に関すること。

第 5 条の表学務課の部保健給食係の項の次に次のように加える。

学校給食費担当係長

- (1) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

第 5 条の表学務課の部公会計化準備担当係長の項第 1 号中「学校給食費等」を「学校徴収金」に改める。

別表第 1 教育政策担当部長の項を削る。

別表第 2 学校 I C T 担当課長の項中「学校 I C T 環境整備担当係長」を「学校 I C T 係」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月21日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 3 号

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立済美教育センター処務規則（平成 17 年杉並区教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 I C T 活用教育担当係長の項を削る。

第 3 条の表管理系の項中第 11 号から第 13 号までを削り、第 14 号を第 11 号とし、第 15 号を第 12 号とし、第 16 号を削り、第 17 号を第 13 号とし、同表教育相談系の項第 3 号中「係」を「課」に改め、同表 I C T 活用教育担当係長の項を削る。

第 5 条第 1 項中「杉並区教育委員会事務局教育政策担当部長」を「杉並区教育委員会事務局次長」に、「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改め、同条第 2 項中「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

第 6 条第 1 項中「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月21日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 4 号

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立就学前教育支援センター処務規則（令和元年杉並区教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「杉並区教育委員会事務局教育政策担当部長」を「杉並区教育委員会事務局次長」に、「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

第 6 条第 1 項中「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月21日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 5 号

杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会公印規則（平成 3 1 年杉並区教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 専用杉並区教育委員会印の部 3 の項中「教育人事企画課事務」を「教育人事・指導課事務」に、「教育人事企画課長」を「教育人事・指導課長」に改め、同表 8 杉並区教育委員会事務局担当部長印の部 1 9 の項中「教育人事企画課長」を削る。

別表第 2 中

「 3				「 3			
専	委	杉	教	専	委	杉	教
	員	並	育		員	並	育
	会	区	事		会	区	事
		教	企			教	企
		育	画			育	画
用	印		課	用	印		課
」				」			

を に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月21日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 6 号

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

杉並区教育財産管理規則（昭和 5 8 年杉並区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、教育委員会事務局教育政策担当部長」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。